

13 スポーツ・文化・その他

○ 市主催 スポーツ・文化事業

■ おひさまサンサン生き生きまつり

在宅または施設の障害者（児）、高齢者、児童、ボランティア団体が協力して、スポーツやレクリエーション活動を行う事業です。

■ チャレンジアートフェスティバル

障害のある方が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、社会参加を促進すると共に、市民の障害に対する理解と認識を高める普及啓発事業です。

※参加方法等については、障害者地域支援室までお問合せください。

| | | |
|-------|----------|--------------------|
| お問合せ先 | 障害者地域支援室 | 電話 029-883-1111（代） |
|-------|----------|--------------------|

○ つくば市福祉団体等連絡協議会

つくば市福祉団体等連絡協議会は、つくば市内の障害者関係福祉団体が集まり、福祉の向上を目指して活動している協議会です。主な活動としては、毎月1回の定例会開催、市の福祉行事への協力、独自事業として、就学前のお子さんや保護者の方を対象とした「就学学習会」の開催、福祉先進地域視察研修等を行っています。

※各種団体の概要等については、障害者地域支援室までお問合せください。

| | | |
|-------|----------|--------------------|
| お問合せ先 | 障害者地域支援室 | 電話 029-883-1111（代） |
|-------|----------|--------------------|

○ 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）が、平成28年4月1日に施行されました。

○ 障害を理由とした差別の解消の推進

法では、以下のことが、示されています。

① 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由に差別をすることを禁止
行政機関・民間事業所ともに法的義務
例）・車いすであることを理由に乗り物への乗車を拒否する。

② 合理的配慮の提供

障害者から「社会的障壁」（障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの）の除去を必要としている旨の申し出があった場合に、負担になりすぎない範囲で、合理的配慮を提供すること（※本来の業務に付随したものが対象）

例）・車いす利用の人が乗り物に乗るときに手助けをする。

・障害のある人の障害特性に応じた手段（筆談、読み上げ等）で対応する。

※令和6年4月1日の法改正により、すべての事業者に対して合理的配慮の提供が義務化となりました。

○ 茨城県条例について

茨城県では、平成27年4月1日に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行され、障害者の差別を専門とする相談窓口が開設されています。

（※相談窓口の連絡先等は、「障害者差別の相談」の項目をご覧ください。）